

東大和市学校給食用物資納入業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の指定に關し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の時期及び期間)

第2条 納入業者の指定は、隔年の4月1日に行い（以下「一斉指定日」という。）、指定有効期間は、一斉指定日から翌々年の3月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合においては、期間の途中においても指定できるものとし、その場合の指定有効期間は、次の一斉指定日の前日までとする。

(申請の方法)

第3条 指定を受けようとする業者は、東大和市学校給食用物資納入業者指定申請書（第1号様式）により、東大和市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請しなければならない。

(指定及び基準)

第4条 納入業者の指定は、前条の申請に基づき、次の各号に掲げる基準を備えているもののうちから教育長が行うものとする。

（1） 東京都周辺に営業所があること。

（2） 経営規模

　ア. 常時営業が行われていること。

　イ. 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話及び配達用自動車を所有していること。

（3） 信用状況

　ア. 営業経歴、営業状態が共に良好であること。

　イ. 学校給食を理解し、協力的であること。

　ウ. 食品に関する法律及び諸規程が遵守されていること。

　エ. 引き続いて2年以上営業していること。

　オ. 納税義務が履行されていること。

（4） 衛生状況

　ア. 保健所の食品衛生監視採点が80点以上であること。

　イ. 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。

（5） 供給能力

　指定する日時及び場所に指示どおり給食物資の納入ができること。

（6） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(指定の通知)

第5条 教育長は、納入業者の指定を決定したときは、東大和市学校給食用物資納入業者指定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(納入業者の変更の届出等)

第6条 納入業者は、第5条の規定により指定を受けた事項に変更があったとき又は、辞退するときは速やかに届け出なければならない。

(指定の取り消し)

第7条 教育長は、第5条の規定により指定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) この要綱又は関係法令を遵守しなかったとき。

(2) その他教育長が納入業者として不適切であると認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。